

警察庁によると、注文していない健康食品などを一方的に送り付けられ、代金を請求されるいわゆる「送り付け商法」の被害が、今年上半年で421件発生し、被害総額は1400万円を超えています。

犯人が悪用

しているのは、「代金引換サービス」といって、宅配業者が商品を届けた際、発送者に代わって受取人から代金を受け取るシステムです。

健康食品会社等を名乗る者から

送り付け商法に注意

「注文された商品を送ります」などと電話を受けた場合は、「注文していません」などときっぱり断りましょう。被害に遭わないためには、①注文した覚えのない商品は、電話勧誘を

受けても断る②

商品が届けられ
ても、宅配業者

に事情を説明して代金の支払いを拒否する、などが大切です。また、不審に思ったら、すぐに警察や消費生活センターに相談しましょう。

防犯一口メモ